

スチュワードシップ活動に関する方針

2025年12月23日
カタリスト投資顧問株式会社

当社は、日本の上場株式への投資と、投資先企業および関係者（以下「ステークホルダー」）との目的を持った対話（以下「エンゲージメント」）を通じて、インベストメント・チェーンの高度化と実質化に貢献していきます。

以下は日本版スチュワードシップ・コードへの賛同を表明するとともに、各原則への対応を記しています。

当社は金融商品取引法に基づき助言を行う会社で運用会社ではありませんが日本版スチュワードシップ・コードへの賛同を表明しています。各原則への対応の一部は運用会社の視点で記載していますが、それらは助言先の運用会社にそのような対応を期待するものです。

各原則への対応は以下の通りです。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、日本の上場株式を主な投資対象として、ESGの視点を含むファンダメンタル分析により、投資対象企業を抽出し、市場の動向を勘案しポートフォリオを構築します。また、投資先企業へのエンゲージメントを通じて潜在価値の顕在化の契機（カタリスト*）となることを目指しています。

私たちは、日本の上場会社とその最終的な株主である個人の架け橋となり、双方の利益となる投資を実践します。上場会社に対しては、経営変革の後押しに関するエンゲージメント、個人投資家に対しては、投資や企業について深く議論する機会と、長期継続的な運用リターンを提供することによって、日本経済の活性化に資することができる信じています。

* カタリスト(catalyst)とは、「触媒」、「促進」、「きっかけ」を意味し、当社が機関投資家という立場を通じて、インベストメント・チェーンおよび資本市場の更なる高度化と実質化のために、投資先企業の様々な価値の顕在化を促進する役割を担うことを意味しています。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、上場金融グループの一員であることを認識し、役員の独立性、規程の整備および研修等を通じて役職員への意識づけをもって利益相反の起こりにくい態勢を整備しています。また、グループ会社同士では情報障壁（物理的およびサイバー上）をもって情報遮断を行い、必要かつ許された範囲での情報へのアクセスを原則とします。

以下は の主なものです。

- 1) グループ会社と当社における利益相反
- 2) グループ会社の取引先と当社投資先企業との間に生ずる利益相反
- 3) グループ役職員と当社投資先との間に生ずる利益相反

必要に応じ、法律の専門家の視点も踏まえたうえでエンゲージメントプログラム等に利益相反がないことを確認します。また、議決権行使においても、基本方針と異なる判断をする場合には、判断の根拠・合理性、利益相反の有無を精査します。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資対象選定時のみならず投資期間中も投資先企業の状況について、詳細な把握に努めます。ボトムアップ・アプローチの特徴を活かし、経営戦略、事業モデル、経営陣の質、財務状況などの財務面と非財務面（E S Gを含みます。）からの視点を運用プロセスに統合的に取り入れます。

公開情報の精査に加えて、企業への取材や社内外のステークホルダーとのエンゲージメントを通じて、多面的に情報収集を行い、中長期的な企業価値および株主価値の向上の観点から当該企業の状況について理解を深めるよう努めます。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

投資先企業とのエンゲージメントは当社の運用プロセスの中核部分であり、それは当該企業との建設的な目的を持った対話を通じて、更なる企業価値向上に向けた経営変革の後

押しをすることです。経営陣との信頼関係を構築し、難易度の高い課題についても信念をもって対話を実施します。その際、投資先企業から株式保有について説明を求められた場合は、助言先の運用会社等に確認の上、対応します。

エンゲージメントの内容については、資本提供者としての視点をもって、中長期的な企業価値の向上に資するテーマを設定します。資本の提供者という立場から、事業戦略およびポートフォリオの最適化、株主還元強化、業界内統合の推進等に加えて、E S Gやサステナビリティに関するトピックでは、よりその企業（業種）にとって将来の財務インパクトの大きな分野（マテリアリティ）に注目します。

エンゲージメントのテーマによっては複数年をかけて実施することも想定されますが、十分な変化が見られない場合や変化の速度が著しく緩やかな場合には、エンゲージメントのエスカレーション（強度を上げること）も視野に入れ、書面による申し入れや株主提案をもって企業の変革を実現することにコミットします。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

議決権行使は株主としての権利行使するというシェアホルダーアクティビズム¹にとって大変重要な行為であると認識しています。当社では、議決権行使方針を策定し、それに則って、議決権行使を行います。

議決権行使指図の結果については、自らが運用する資産の最終受益者に向けて、活動の透明性を高めていくことが重要であると考えるため、運用活動において望ましくない影響を与えない範囲でその結果を当社ウェブサイトにて開示しています。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

¹ 株主アクティビズムともいいます。「株主としての利益を守るために行動をとること」として定義されますが、当社では株主の利益を守ることは、他のステークホルダーへの配慮や説明責任を果たすことが重要であると考えます。またシェアホルダーアクティビズムは資本市場の高度化には不可欠であり、コーポレート・ガバナンス改革における「市場による規律」の一部になると認識しています。

運用会社を通じて運用報告書を作成し、また販売会社を通じて運用報告会を実施しています。そのなかで、スチュワードシップ責任でもある投資先企業とのエンゲージメントの状況や議決権行判断についても説明しています。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社では、投資先企業の選定、モニタリングおよびエンゲージメントプログラムの策定と実施にあたり、様々な角度からの分析、インプットを活用しています。その一つとして、当社の活動関わるメンバーは、日本企業やそれを取り巻く事業環境や社会構造などを熟知し、日本に根付いたプロフェッショナルであり、国籍、ジェンダー、専門性は多様性に富んでいます。

スチュワードシップ活動を実施するうえで重要な専門知識やソフトスキルについても、役職員を対象にシニアメンバーのリーダーシップの下、その向上に向けた様々な取り組みを実施しています。

サステナビリティに関する課題については、取組みの時間軸およびステークホルダー間のバランスを勘案しながらエンゲージメントプログラムの策定および実施をしています。

原則8 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は、機関投資家向けサービス提供者ではないため本原則の適用を受けるものではありません。

なお、当該サービスの提供を受ける際には、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものかの観点から委託先を選定します。